

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 各主体の協働

本計画の推進には、行政だけではなく、三者（住民・事業者・行政）が日常生活や事業活動における環境の保全等に関する行動を積極的に進めることが必要です。また、各主体が協力しながら環境保全活動を推進し、各主体間の環境に関する情報の交換や人的交流などの連携・協働を進めていきます。

(2) 推進体制

本計画の確実な運用を図るため、1市4町で構成する次の組織による推進体制を強化・充実するとともに、引き続き各組織の役割を果たせるように努めていきます。

◆ ちちぶ圏域環境委員会

- 各市町の長から推薦された住民または事業者で委嘱する者及びその他「ちちぶ定住自立圏推進委員会会長」が必要と認め委嘱する者をもって組織します。
- 「ちちぶ環境基本計画」の策定を行うとともに、ちちぶ圏域環境委員会幹事会から、計画の進捗状況や達成状況について報告を受け評価し、その後の方向性等を助言します。

◆ ちちぶ圏域環境委員会幹事会

- 各市町の環境分野担当部課長をもって組織します。
- 環境ワーキンググループから報告を受けた1市4町の環境施策の実施状況等を取りまとめ、ちちぶ圏域環境委員会へ報告します。
- ちちぶ圏域環境委員会からの意見を反映し、更なる計画の推進に努めます。

◆ ちちぶ定住自立圏構想環境ワーキンググループ

- 各市町の環境分野担当者をもって組織します。
- 本計画の進行管理や取りまとめ等を行います。
- 庁内関係各課における環境に関する施策の積極的な推進について調整し、その後の達成状況について報告を受けます。
- 庁内関係各課から受けた報告を取りまとめ、ちちぶ圏域環境委員会幹事会へ報告します。

◆ 庁内関係各課（各市町個別で設置）

- 環境ワーキンググループによる調整のもとで、環境に関する施策を積極的に推進します。
- 本計画の達成状況を整理し、結果について環境ワーキンググループに報告します。
- 本計画に示した住民及び事業者が行う環境保全に関する取組を支援します。
- 住民、事業者及び行政の連携による取組の推進にあたります。

2. 計画の進行管理

本計画の実行性を確保するため、進行管理にあたっては「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（点検・評価）」、「Act（見直し・改善）」のPDCAサイクルに則り、実施します。

また、本計画の進行状況や達成状況について、「ちちぶ圏域環境委員会幹事会」から「ちちぶ圏域環境委員会」に報告を行います。「ちちぶ圏域環境委員会」からの意見を反映することにより、更なる計画の推進に結び付けます。

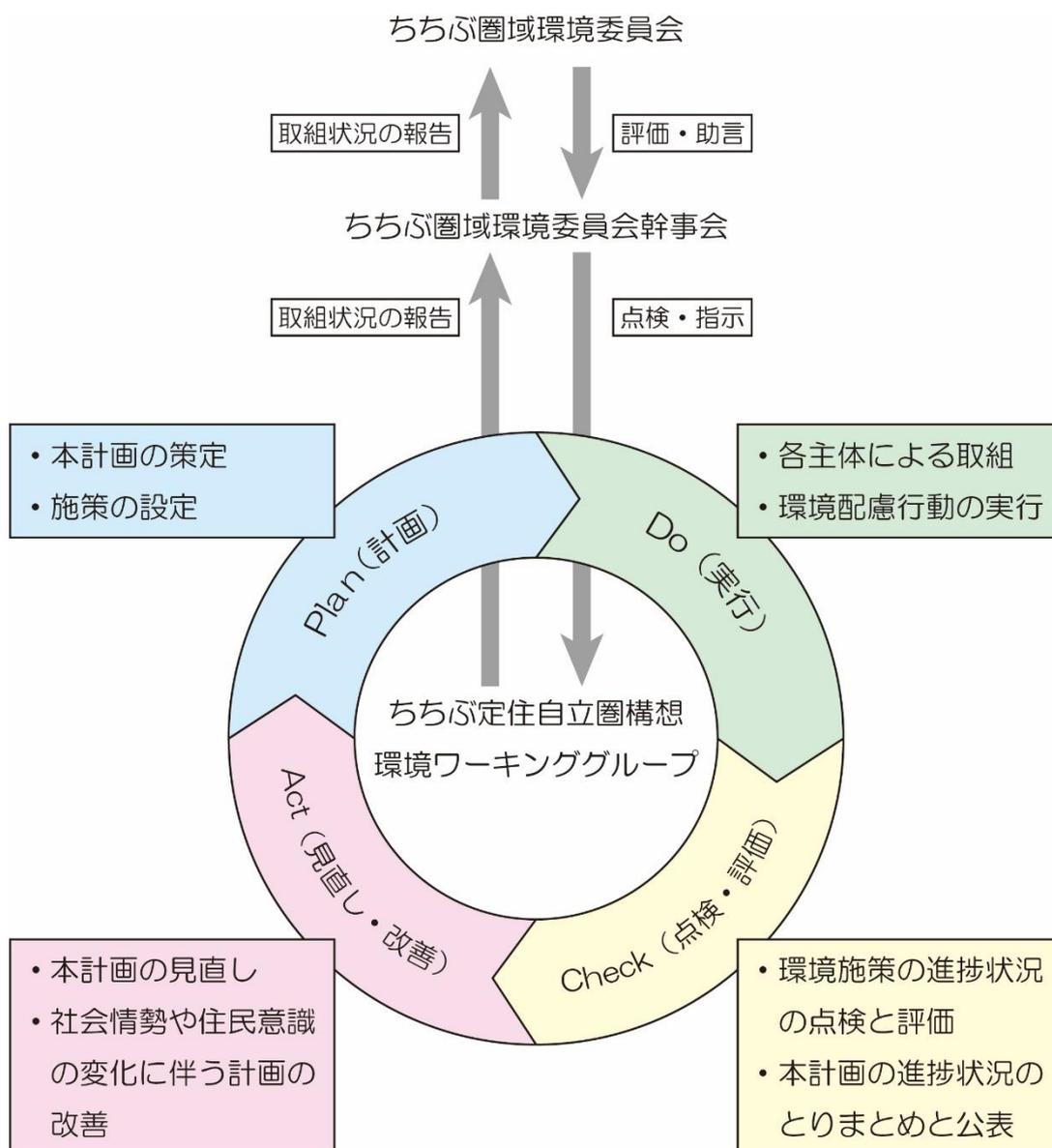


図 6-1) PDCA サイクルによる進行管理イメージ